

「秋田市公共交通政策ビジョン(仮称)」策定作業行程表

実施作業項目	平成19年度				平成20年度								作業主体					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	1月	2月	3月	
主な行事	12月市議会	後期行政経営会議	第2回公共交通協議会 (公共交通における課題)	第3回公共交通協議会 (課題と社会実験・アクションプログラム)			第4回公共交通協議会 (アクションプログラムの策定)			第5回公共交通協議会 (前期行政経営会議・基本方針)	第6回公共交通協議会 (基本目標・基本計画・ビジョン 中間とりまとめ)	中期行政経営会議	12月市議会	第7回公共交通協議会 (後期行政経営会議)		第8回公共交通協議会 (連携計画の策定)		
1 基礎検討																		
郊外部バスの利用実態調査、解析																		秋田市(H15～H18実施済)
郊外部の不採算路線の検討			北部地域の不採算路線の検討					南部地域の不採算路線の検討					東部地域の不採算路線の検討				～平成21年度 東部地域の検討	
冬季路線バス利用実態調査																		H19公共交通活性化総合プログラム
ビジョン策定のための市民アンケート調査			冬期、バス利用者					全体、サービスレベル										H19公共交通活性化総合プログラム H20公共交通活性化・再生事業
他都市の事例収集																		H19公共交通活性化総合プログラム
路線バス等活用調査																		H19地方再生モデルプロジェクト(SchoolBus)
中央部の路線バス夏期利用実態調査																		H20公共交通活性化・再生事業
JRと路線バスの乗り継ぎ利用の実態調査、解析			実態調査			解析												秋田市(H19街路交通調査)
2 ビジョン(連携計画)の策定																		
現状と都市構造の課題の整理																		H20公共交通活性化・再生事業
都市交通における市民意識																		H20公共交通活性化・再生事業
目指す都市将来像																		H20公共交通活性化・再生事業
基本方針(持続可能な公共交通システム)																		H20公共交通活性化・再生事業
基本目標(公共交通のサービスレベルの設定)																		H20公共交通活性化・再生事業
基本計画(バス路線の再編、支援事業等)																		H20公共交通活性化・再生事業
事業計画(計画区域、目標、事業プログラムと評価指標、期間)																		H20公共交通活性化・再生事業
公共交通に関する市民から意見募集					アクションプログラム													H20公共交通活性化・再生事業
秋田市公共交通政策ビジョン(仮称)の策定調査																		H20公共交通活性化・再生事業

平成20年度  
秋田市公共交通政策ビジョン策定調査業務  
特記仕様書（案）

第1条 適用

本仕様書は、秋田市地域公共交通協議会（以下「甲」という。）が委託する、秋田市公共交通政策ビジョン策定調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施にあたっては、秋田県建設交通部制定「共通仕様書〔設計業務等編〕に従い行うものとする。

第2条 受託者の義務

受託者（以下「乙」という。）は、契約の履行にあたっては、本業務の意図および目的を十分に理解したうえで、本業務を実施するよう最高の技術を発揮しなければならない。

第3条 期間

契約書に記載の期間とする。

第4条 業務計画

乙は、契約締結後速やかに監督員と第一回打合せを行い、共通仕様書に定める期間内に業務計画書を提出しなければならない。

第5条 照査技術者および照査の実施

- 1 乙は、業務における照査技術者を定め、調査、成果品等の業務全般にわたり照査を実施し、品質、内容ともに優秀な成果品を仕上げることに努力しなければならない。
- 2 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合を除いて、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるはRCCMの資格保有者でなければならない。

第6条 打ち合わせ等

- 1 本業務の実施にあたって適正かつ円滑に施行するため、甲と乙とは常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際相互に確認するものとする。
- 2 乙は甲との打合せを行った場合、または電話・電子メール等で連絡を取った場合は、その都度打合せ記録簿を作成し、監督員へ提出するものとする。
- 3 業務着手時及び業務完了時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

## 第7条 目的・内容

### 1 業務目的

本業務は、平成20年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、秋田市の公共交通の将来像を示す秋田市公共交通政策ビジョン（以下「政策ビジョン」という。）の策定を行うものである。

### 2 業務内容

#### 秋田市公共交通政策ビジョン策定調査

市民の移動手段の確保、過度なマイカー依存の見直し、コンパクトシティの実現を見据えた持続可能な公共交通を確保するため、市民の社会活動ニーズを踏まえた公共交通サービス水準を設め、公共交通の将来像を示す「政策ビジョン」の策定を行う。策定に際しては、平成20年度に策定を予定している秋田市総合交通戦略（以下「交通戦略」という。）と連携して行うものとする。

#### 秋田市における現状と課題の整理

既存のバス利用実態調査結果や市中央部におけるバス利用実態調査より秋田市における現状と課題の整理を行う。

#### 都市交通における市民意識の把握

既存アンケート調査結果や本業務において実施する市民アンケートより都市交通における市民意識を把握する。

#### 秋田市地域公共交通の活性化・再生に向けたアクションプログラムのとりまとめ

協議会委員や公募により本年度取り組むアクションプログラムの結果についてとりまとめる。

#### 基本目標（サービス水準）の設定

市民の移動手段の確保、過度なマイカー依存の見直し、コンパクトシティの実現を見据えた持続可能な公共交通を確保するため、市民の社会活動ニーズを踏まえた公共交通サービス水準を設める。

#### 連携と役割分担の検討

基本目標を達成するための各種事業間の連携と役割分について確立する。

#### 具体的施策の検討

基本目標を達成するための各種事業について確立する。

#### 市民意見の反映

とりまとめた計画に対して甲がパブリックコメントを実施し、市民から収集した意見を参考に乙が計画の妥当性を検討する。

#### 協議会の運営

この調査は甲が設置する協議会を5回開催することを予定しており、その資料作成と協議会運営等を行うものとする。また、甲と秋田大学が共同研究として実施する秋田市中心部バス利用実態調査に必要な事務運営も含むものとする。

#### 秋田市中心部バス利用実態調査

- ・バス利用実態調査
- ・バス利用者アンケート調査

#### 報告書の作成

検討結果を報告書および概要版としてとりまとめを行う。

### 第8条 踏査および渉外業務

- 1 乙は、調査区域を十分に踏査し、現地を掌握しなければならない。
- 2 乙は、本業務実施のために必要な官公庁に対する諸手続及び地元交渉など、渉外業務を迅速に処理しなければならない。
- 3 乙が関係官公庁および地元等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとする。

### 第9条 秘密の保持

乙は、本業務の処理上知り得た事項を甲の承諾なしに他人にもらしてはならない。

## 第10条 成果品

共通仕様書に基づき、電子納品を基本とするが、次に示すものについては、電子納品のほかに印刷物でも提出するものとする。

### (1)秋田市公共交通政策ビジョン策定調査

- ・ 調査報告書 3部（A4版）
- ・ 調査報告書 30部（A4版）
- ・ 電子データ（報告書、概要版、ホームページへの掲載データ） 1式
- ・ その他、監督員が指示するもの

## 第11条 成果品の検査および手直し

- 1 乙は、業務完了時に成果品及び必要な資料を業務完了報告書とともに提出し、甲の検査を受け、不備な点は指示に従い、ただちに訂正しなければならない。
- 2 成果品の受け渡し後においても、明らかに乙の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、乙は速やかに訂正し、補足その他の措置を行わなければならない。

## 第12条 参考文献等の明記

成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう、しかるべき処理をしたうえで、その文献、資料等の名称を明記しなければならない。

## 第13条 補足

本仕様書に定めた事項および定めのない事項について、疑義が生じた場合には甲と乙とが協議のうえこれを定め、本業務を円滑に遂行することとする。